

2023年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者B日程 試験問題

刑事法系（刑法，刑事訴訟法）

<解答上の注意>

1. 問題冊子は，表紙を含め3枚である。
2. 問題には，問題1と問題2がある。配点は，問題1が60点，問題2が40点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は，問題1用と問題2用の2枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し，また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお，整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後，問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は，黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので，折り曲げや書込みをしないこと。なお，書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後，指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は，すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 次の各〔設問〕に答えなさい。解答用紙の冒頭に「問題 1」と記入すること（解答順序は問わないが、設問番号を記入すること。また、2問とも解答すること。）。

〔設問 1〕（配点 30 点）

甲は、日頃から争いごとの絶えない A と夜道で偶然出くわしたところ、A がいきなり、「オマエを見ると、むかつくんだよ。」と言って殴りかかってきたので、身を守ろうとして、暴行の故意で A に向けて投石をしたところ、石は A には命中せず、A の左頬付近を通過して、たまたま A の背後にいた B の頭部に命中した。これにより、B は頭部挫傷の傷害を負った。

なお、甲の投石行為は、A との関係では、「やむを得ずにした行為」（刑法 36 条 1 項）と評価できるものであった。また、甲は B の存在に気づいていなかった。

甲の罪責を論じなさい（特別法違反の罪は除く。）。

〔設問 2〕（配点 30 点）

乙は、C から 50 万円を借りていたところ、その返済を厳しく求められていた。しかし、乙は、返済の目処が立たなかったことから、50 万円の債務を証明する書類がないこと、C は一人暮らしで C の他に 50 万円の債権の存在を知る者がいないことを奇貨として、C を殺害して債務の履行を免れることとし、某日、乙は C を殺害した。

乙の罪責を論じなさい（特別法違反の罪は除く。）。

《次頁に続く》

【問題 2】

次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

【事例】

1 令和 4 年 1 月 23 日午後 10 時頃、岡山市北区 A 町 1 1 番地先路上において、被害者 V が後ろから近付いてきた者（後に、「甲」と判明した。）に自らが所持していた鞆をひったくられるという事件が発生した。

V から通報を受けた司法警察職員 K は、同所において実況見分を行い、後記の実況見分調書（以下、「本件実況見分調書」という。）を作成した。後に、甲は、上記窃盗の事実で起訴された。

2 甲は、第 1 回公判期日において、「私がやったことではない。」と主張し、甲の弁護人も同様の意見を述べた。

検察官は、犯行現場とされる道路やその付近の状況について立証する目的で、本件実況見分調書を証拠調べ請求した。これに対して、甲の弁護人は不同意の証拠意見を述べた。

[本件実況見分調書]

作成者	司法警察職員 K（K の署名・押印がある。）
立会人	V
実況見分の日時	令和 4 年 1 月 23 日午後 11 時 15 分頃
実況見分の場所	岡山市北区 A 町 1 1 番地先路上
実況見分調書の内容	同路上付近の地図の他、付近の街灯や建物を写した写真や付近の状況に関する見分結果の記載がある。 上記地図のうち、路上の一か所に×印が付されており、×印の説明として、「立会人は、『私が犯人から鞆をひったくられた場所はここです。』と供述した。」と記載されている。なお、V の署名・押印はない。（その他の内容については、略。）

〔設問〕（配点 40 点）

本件実況見分調書の証拠能力について、問題点を指摘し、理由を付して論じなさい。

《刑事法系問題 以上》

【出題意図】

【問題 1】（刑法）

設問 1 は、防衛行為と第三者侵害が問題となる事案を素材として、刑法総論の体系的理解と事案処理能力を問うものである。

設問 2 は、債権者の殺害と強盗殺人罪の成否が問題となる事案を素材として、刑法各論の基本的な理解と事案処理能力を問うものである。

【問題 2】（刑事訴訟法）

本問は、実況見分調書及びこれに記載された立会人供述について証拠能力が認められるかを問うものである。